

「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」実施要綱

1 趣旨

県内の陸上貨物運送業（道路貨物運送業及び貨物取扱業をいう。）（以下「陸運業」という。）においては、休業4日以上之死傷者数は令和2年まで5年連続で増加していたところ、令和3年になっても死傷者数が5月末集計の速報値で302名（前年同期比+42名、+16%）と労働災害の顕著な増加傾向が継続している状況にある。

さらなる労働者の高齢化、新型コロナウイルス感染拡大による宅配便の取扱個数の増加などの運送需要が増加する中、陸運業では、引き続き労働災害発生のリスクが高水準で推移することが懸念される場所である。

陸運業における労働災害は荷役作業中に多く発生しており、中でも荷台などからの「墜落・転落」によるものが多く、また、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）が管理する施設内で発生することも多いことから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）の遵守をはじめとした陸運業の労働災害防止に関する取組については、陸運事業者のみならず荷主等を含めた陸運業に係るすべての事業者において実施していくことが必要である。

また、陸運業においても高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が多く発生している状況であり「エイジフレンドリーガイドライン」の遵守の徹底や「STOP！転倒災害プロジェクト」における事業所が実施すべき事項への取組をさらに徹底していくことなども必要である。

以上のことから、陸運業における令和3年の死傷者数を少なくとも令和2年より減少させることを目標として、陸上貨物運送事業者、荷主等及び千葉労働局の三者が一体となった「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を展開していくこととする。

2 期間

令和3年7月1日から同年12月31日までとする。

3 主唱者

千葉労働局、県下労働基準監督署

4 協賛者

公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 千葉県支部

5 実施者

陸上貨物運送事業者
荷主等
千葉労働局

6 実施者の実施事項

陸運業における労働災害防止のため、三者においてはそれぞれの役割に応じて従来からの取組に加え、下表の事項について特に強化して取り組む。

	従来からの取組に加え、特に強化する事項
陸上貨物運送業事業者	1. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策 2. 転倒災害対策（STOP！転倒災害プロジェクト） 3. 熱中症対策（ただし、9月までの期間）
荷主等	1. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のうち、自社関連施設・場所における陸運事業者の労働者のための労働災害防止対策 2. 転倒災害対策（STOP！転倒災害プロジェクト） 3. 熱中症対策（ただし、9月までの期間）
千葉労働局	1. 労働災害防止のための研修資料の作成及び周知 2. 災害事例の収集及び周知 3. 災害防止のための好事例の収集及び周知 詳細は千葉労働局ホームページを参照 https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/home.html

なお、陸上貨物運送業事業者及び荷主等における従来からの主な取組については以下のとおりである。

- (1) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (2) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (3) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (4) トラックの逸走防止措置の実施
- (5) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

【参考：陸運業における労働災害の状況】

